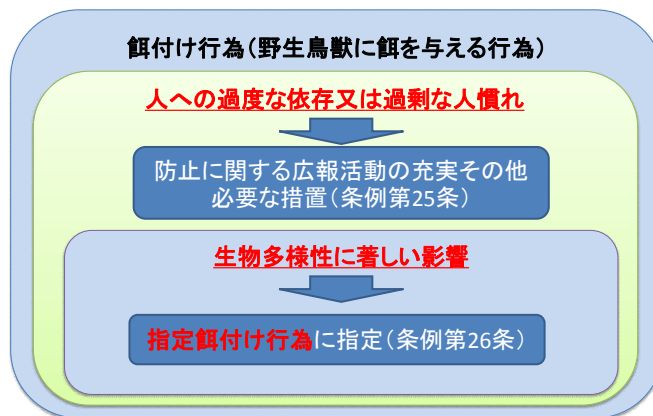


## 北海道生物の多様性の保全等に関する条例 に基づく餌付け行為について

### 1 制度の概要

- 鳥獣への餌付け行為は、その内容（規模、場所、対象種等）によっては、特定の鳥獣の著しい増加や生態の変化等により、生物多様性の保全に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 必要な普及啓発を行うとともに、指定餌付け行為を指定し、その行為を行った者に対し必要な措置を勧告し、従わないときは氏名等を公表。

区 分	条例制定前	条例制定後
規制内容	普及啓発、行為者への任意の指導	条例に基づく指導 指定餌付け行為の禁止
実効性の担保	なし（法令に基づかない任意の行政指導）	勧告（第29条）、公表（第30条）
取締等	職員（任意の行政指導）	職員（生物多様性保護取締員）（第74条）



### 2 指定餌付け行為の指定

#### ○ 指定餌付け行為

◎北海道生物の多様性の保全等に関する条例

(指定餌付け行為の指定等)

第26条 知事は、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める餌付け行為を、指定餌付け行為として指定することができる。

3 知事は、指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(指定餌付け行為の禁止)

第27条 指定の対象となる区域においては、指定餌付け行為を行ってはならない。

○ 施行規則で定める事項

施行規則で定める事項	要領で定める事項
(1) 指定の対象となる鳥獣の種類	対象鳥獣の指定の考え方を示す (例)特定の鳥獣（ヒグマ等）、区域内の複数種の鳥獣（カモ科全種等）など
(2) 指定の対象となる区域	必要な区域の考え方を示す (例)規制が必要な場所など
(3) 指定する餌付け行為の内容	具体的な行為内容を示す (例)鳥獣に餌を与える、餌を与えることを目的として放置する行為など
(4) 指定する期間	必要な指定期間の基準を示す (例)水鳥の越冬期の餌付けなど特に必要な場合
(5) 指定の理由	指定する理由を示す (例)生物多様性への具体的影響など

○ 指定餌付け行為の指定要件（指定餌付け行為の指定等に係る事務取扱要領で定める）

- (1) 鳥獣の生態系に被害を生じさせ、又はそのおそれのある餌付け行為  
(例：ハクチョウ類の著しい集中による湖沼の生態系の変化等)
- (2) 感染症の発生や蔓延を招くおそれのある餌付け行為。  
(高病原性鳥インフルエンザ発生時に感染性の高いガンカモ類を高密度な状態に誘導する等)
- (3) 希少野生動物の保全に悪影響を与えるか、又はそのおそれのある餌付け行為  
(観光目的の餌付けで希少種に悪影響を与える等)
- (4) 人の生命もしくは身体に直接被害を与えるおそれのある餌付け行為  
(例：ヒグマへの餌付けによる人身被害のおそれ等)
- (5) 農林水産業に著しい被害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある餌付け行為  
(例：ハクチョウ類の過度な集中による畑作被害等)
- (6) (1)～(5)に該当しないものであって、生物多様性の保全のために指定餌付け行為に指定する必要が認められる餌付け行為